

指定管理業務点検・評価シート（令和2年度業務）

令和3年7月29日

施設名	鳥取県立船上山少年自然の家	所在地	東伯郡琴浦町山川807-2
施設所管課名	社会教育課	連絡先	担当：生涯学習推進担当 岡本 電話：0857-26-7519
指定管理者名	TKSS・富士総合警備保障共同企業体	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

1 施設の概要

設置目的	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする。
設置年月日	昭和52年7月
施設内容	○敷地面積：27,911.00㎡ ○建築面積(延)：3,667.93㎡ ○施設内容：屋内施設（レクリエーションホール、研修室、食堂、浴室、体育館、宿泊室） 屋外施設（キャンプ場、野外炊事場、集いの広場、カヌー倉庫）
使用料	学生以下…無料、一般…宿泊（一人一泊につき）920円・日帰り（一人一日につき）460円
開館時間	午前8時30分～午後5時15分
休館日	月曜日、国民の祝日（その日が土、日の場合は開所）、年末年始（12月29日から1月3日）

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という）第5条第1号に掲げる業務 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設設備の保守管理及び修繕 イ 施設の保安警備、清掃等 ○設置管理条例第5条第2号に掲げる業務 <ul style="list-style-type: none"> ア 管理施設の利用許可、使用料の徴収等に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> (7) 設置管理条例に基づく利用の許可 (イ) 適正な管理に必要な利用者への措置命令及び施設からの退去命令 (ウ) 使用料の徴収 (エ) 使用料の減免 イ その他管理施設の管理に必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> (7) 管理施設の利用受付及び案内 (イ) 施設の利用促進 ○設置管理条例第5条第3号に掲げる業務 受入事業・主催事業実施補助業務
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）： 1人、非常勤職員：3人 【計 4人】
	庶務部長（正職員1） <ul style="list-style-type: none"> — 事務員（非常勤職員1） — ボイラー技師（非常勤職員1） — 技術指導支援員（非常勤職員1）

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2年度		0	52	179	518	512	991	1,869	975	508	304	521	309
R1年度		3,290	2,556	2,612	1,826	2,578	2,934	2,162	1,440	720	577	810	143	21,648
増減		-3,290	-2,504	-2,433	-1,308	-2,066	-1,943	-293	-465	-212	-273	-289	166	-14,910

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2年度		0	1	36	53	32	37	141	73	60	9	12	27
R1年度		161	268	250	159	368	206	161	111	80	34	37	3	1,838
増減		-161	-267	-214	-106	-336	-169	-20	-38	-20	-25	-25	24	-1,357

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減	
収入	事業収入	シーツ料	173	1,062	-889
		体験活動費	308	776	-468
		指定管理料	42,323	39,700	2,623
		小 計	42,804	41,538	1,266
	事業外収入	雑収入	430	619	-189
		小 計	430	619	-189
	計	43,234	42,157	1,077	
支出	人 件 費	11,972	11,899	73	
	管理運営費	27,840	27,433	407	
	事 業 費	1,432	1,774	-342	
	計	41,244	41,106	138	
収 支 差 額		1,990	1,051		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考
	正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	就業規則 任用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	※常時10人以上の労働者を 起床する場合は作成、届出が 必要
	労使協定の締結状況	有	有	※労働基準監督署長への届 出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	7時間45分/日	・5時間45分/日 ・週29時間	※幅がある場合は上限、下限 を記入
	時間管理の手法	自己申告及び使用者の現認	自己申告及び使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己 申告、使用者の現認などの別 を記入
	休暇、休日の状況	休暇：年10日	休暇：年10日	※幅がある場合は上限、下限 を記入
給与	給与金額		時給1,060円～1,435円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施		
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり	※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
新型コロナウイルス感染症対応・環境整備	<p>【R2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策として、消毒液の設置、手洗い等館内掲示、施設内消毒・換気、食堂へのアクリル板設置、UV殺菌灯の導入等を行った他、新たに対応が必要となったことについてもその都度迅速に対応し、常に最新の対策がなされた状態を保つなど、所と連携して安心・安全に施設を利用していただけるよう環境整備に努めた。 ・鳥取県の新型コロナ協賛店の取得や認証事業所の申請を行った。 <p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートを実施し、利用者の意見には誠実に対応することで、利用者の利便性が向上している。
活動備品の更新	<p>【R2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により支出減となった予算を弾力的に配分し、ダッチオープンやドラム缶風呂、スノーチューブ等主催事業で使用する備品を購入するなど、利用者の利便性及び快適性の向上を図った。
体験活動の充実	<p>【R2年度】</p> <p>幅広い年齢層を対象とした船上山カレッジを提案し、所の指導部門と連携しながら新事業へ繋げた。新型コロナウイルスの影響により中止になったものも多いが、収束後も期待できる取組であり体験活動の充実に繋がっている。</p>
利用者サービス	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用した効果的な情報発信を行っている。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	利用者アンケートによる。(従来から行っているもの。指定管理に特化した質問項目はない)
------------	--

利用者からの苦情・要望	対応状況
・打ち合わせの指導員と当日担当の指導員を同じにしてほしい。	・指導員を同じにすることは難しいため、指導員間の連携を密にして対応している。

利用者からの積極的な評価
<p>利用者アンケートの結果(R1～H27の比較)・・・</p> <p>職員の対応 「とても満足・少し満足」 R2:100% R1:100% H30:100% H29:100% H28:100% H27:99%、 「やや不満・とても不満」 R2:0% R1:0% H30:0% H29:0% H28:0% H27:1%</p> <p>利用満足度 「とても満足・少し満足」 R2:100% R1:98% H30:99% H29:99% H28:99.6% H27:99%、 「やや不満・とても不満」 R2:0% R1:2% H30:1% H29:1% H28:0.4% H27:1%</p>

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<p>【新型コロナウイルス対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に積極的に取組み、認証事業所取得に向けて取り組む等、安心・安全に利用できる施設環境整備に努めた。 <p>【利用者サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所の指導部門と連携し、「親子でリフレッシュ」や「親子カヌー教室」等、コロナ禍において家族や少人数を対象とした主催事業を開催した。また、「船上山カレッジ」や「マスターズニュースポーツ大会」等、高齢者等幅広い年齢層を対象とした新規事業を企画し利用推進を図った。 ・新型コロナウイルスの影響による事業量の減に伴い支出減となったが、弾力的に予算を配分し、ダッチオープンやドラム缶風呂、スノーチューブ等主催事業で使用する備品を購入するなど利用者の利便性及び快適性の向上を図った。 ・ロビーにテレビモニターを設置しPR動画を上映する等、季節毎の様々な体験メニューを周知し、リピーター獲得に努めた。
〔現在、苦慮している事項〕 〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<p>【現在、苦慮している事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響が続いており、利用制限も行っているため、利用の減少が続いている。 ・施設の老朽化に伴い、修繕費が多額に必要となっている。 <p>【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプファイヤー場の破損した天体ドームをR3年度当初に撤去したので、空いたスペースを船上山カレッジでキャンプやハンモック、焚火等に利用したい。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・新型コロナウイルス対策を実施し、安心・安全に利用できる施設環境整備に努めた。 ・設備の点検・保守等が適正に行われた。また、施設の美化、環境整備に積極的に取り組んでいる。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○使用料の徴収、減免の実施	3	利用許可、使用料の徴収、減免など、協定書に沿って適正に管理されている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・利用の受付・案内、付属設備、備品の貸し出しなど、協定書に沿って適正に管理されている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・新型コロナウイルスの影響により、利用者数は昨年の約3割に留まったものの、所の指導部門と連携し、幅広い年齢層を対象とした「船上山カレッジ」等を提案するなど、コロナ収束後に期待できる取組を行った。 ・予算を弾力的に配分し、備品の更新や施設の修繕等、利用者の利便性及び快適性の向上を図った。
〔その他〕 ○指導部門との連携	3	指定管理者と指導部門の連携に特に支障はなく、利用者にも高い評価を得ている。
〔収入支出の状況〕	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
〔職員の配置〕	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 ○必要な規程類の整備	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注等	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
総 括	3	新型コロナウイルス感染症対策に迅速かつ積極的に取り組んだ。引き続き利用者の高評価を維持するとともに、協定書に沿って、積極的かつ堅実な施設運営に努め、制度の趣旨に沿った成果を上げている。

- 《評価指標》 5：協定書の内容以上に高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。